

東大阪市既存民間建築物吹付
アスベスト等分析調査補助金交付要綱

令和4年4月

東 大 阪 市

東大阪市既存民間建築物耐吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱

(制定 平成22年7月23日)

(改正 令和4年4月1日)

東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱

目 次

趣旨(第1条).....	1
定義(第2条).....	1
補助対象建築物(第3条).....	1
補助対象者(第4条).....	1
補助事業者(第5条).....	1
補助金の額(第6条).....	2
補助金の交付申請(第7条).....	2
補助金の交付決定(第8条).....	2
分析調査の着手(第9条).....	2
分析調査の変更・中止又は取り下げの届出(第10条).....	2
完了実績報告(第11条).....	3
補助金の額の決定(第12条).....	3
補助金の請求(第13条).....	3
補助金の交付(第14条).....	3
決定の取消し(第15条).....	3
補助金の返還(第16条).....	4
補助事業者に対する指導(第17条).....	4
書類の保管(第18条).....	4
細則(第19条).....	4

東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号)の規定に基づき、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストに関する分析調査を促進し、吹付アスベスト等による被害の防止を図るため、東大阪市補助金等交付規則(平成元年 3 月 31 日東大阪市規則第 13 号)の定めるところにより、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)吹付アスベスト等

吹き付けられたアスベスト及びアスベストを含有する吹付ロックウール等をいう。

(2)調査機関

大阪府への環境計量証明事業登録及び大阪労働局作業環境測定機関をいう。

(3)分析調査

建材中の吹付アスベスト等含有の有無又は含有量を確認するために、専門の調査機関に依頼して分析することをいう。尚、測定方法については、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱施行細則に定める。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる既存の民間建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する建築物とする。

(1)本市に存する既存の民間建築物であること。

(2)吹付アスベスト等が施工されているおそれがある建築物であること。

(3)分析調査について、他の国費補助等を受けていないものとする。

(4)既に当該補助金の交付を受けていない建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条に規定する団体)とする。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、補助対象建築物を所有する補助対象者で、当該補助金により分析調査をする者をいう。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、調査機関での検査に要した額(当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ただし、250,000 円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、分析調査に着手する前に、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を附することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したとき、または申請者が次の各号のいずれかに該当する者(以下、「暴力団等」という。)であるときは、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金不交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

(分析調査の着手)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知書を受け取った日から30日以内に分析調査に着手するものとし、着手したときは直ちに東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金着手届により市長に届けなければならない。

(分析調査の変更・中止又は取り下げの届出)

第10条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、分析調査を中止又は取り下げしようとするときは、すみやかに、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付申請変更・中止・取り下げ届に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を審査し、相当と認められたときは、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金変更承認通知書により、補助

事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更の届出があり不相当と認めるときは、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金変更不承認通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(完了実績報告)

第11条 補助事業者は、分析調査終了後、あらかじめ指定する期間内において、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金完了実績報告書(以下「完了実績報告書」という。)に必要書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、分析調査が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付額確定通知書により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金請求書(以下「補助金交付請求書」という。)を市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3)補助事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4)補助事業に関して、不正行為を行ったとき。
- (5)暴力団等であることが判明したとき
- (6)その他関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されている時は、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金返還命令書により、その返還を命じるものとする。

2 補助事業者において、前項の規定により補助金の返還命令を受けたときは、速やかに返還するものとする。

(補助事業者に対する指導)

第17条 市長は、補助事業者に対して、補助対象建築物の分析調査に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保管)

第18条 この事業に関する書類は、事業完了後5年間保存するものとする。

(細則)

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱施行細則に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東大阪市既存民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定める。

(交付申請に必要な書類)

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 建築確認又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの…………… | 1部 |
| 2 | 申請人が法人である場合は、当該法人の商業登記簿謄本…………… | 1部 |
| 3 | 当該吹付アスベスト等が確認できる写真…………… | 1部 |
| 4 | 申請建築物の所有者が、建物の区分所有に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する管理組合である場合は、当該管理組合の組合規約及び分析調査実施に係る決議書…………… | 1部 |
| 5 | 分析調査を行う者の建築物石綿含有建材調査者資格証…………… | 1部 |
| 6 | 分析調査の見積書…………… | 1部 |
| 7 | 建物現況図(付近見取り図・配置図・平面図)…………… | 1部 |
| 8 | その他市長が必要と認める書類 | |

(完了実績報告に必要な書類)

第3条 要綱第11条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 分析調査結果報告書…………… | 1部 |
| 2 | 調査の内容が確認できる写真…………… | 1部 |
| 2 | 分析調査請求明細書…………… | 1部 |
| 3 | 分析調査費に係る領収書又はその写し…………… | 1部 |
| 4 | その他市長が必要と認める書類…………… | 1部 |

(測定方法)

第4条 要綱第2条第1項第3号に規定する測定方法は、JIS A1481とする。

附 則

この細則は、平成22年7月23日から施行する。

この細則は、令和3年8月2日から施行する。